

直島における周辺環境モニタリング（水質、底質）結果について

直島における周辺環境モニタリングは、中間処理施設の建設前、雨水集水施設の完成後、運転期間に実施し、周辺環境への影響を把握することを目的としている。今回、中間処理施設の運転開始後である平成 15 年 11 月及び平成 16 年 1 月に実施した水質調査結果及び底質調査結果をとりまとめた。

1. 調査の経緯

	調査区分	調査期間	工事との関連
報告 済	中間処理施設の建設前	平成 13 年 3 月 8 日（木）	中間処理施設の建設開始前に、バックグラウンドを確認するため実施した。
		平成 13 年 7 月 18 日（水）	
	雨水集水施設の完成後	平成 15 年 8 月 4 日（月）	雨水集水施設の完成後に実施した。
今回 報告	運転期間	平成 15 年 11 月 11 日（火）	中間処理施設の運転開始後に実施した。
		平成 16 年 1 月 9 日（金）	同上

2. 調査の概要

- (1) 調査地点（調査地点図参照）
雨水集水施設の排水口近辺
- (2) 検体採取機関及び分析機関
県直島環境センター、県環境保健研究センター

3. 調査結果の概要

(1) 水質（表 1）

これまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。

(11 月 11 日調査)

- 一般項目（生活環境保全上の基準：7 項目）
 - ・全窒素、全リンと DO が環境基準を満足しなかった。
 - ・それ以外については、環境基準を満足していた。
- 健康項目（人の健康を保護する上での基準：25 項目）
 - ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが、環境基準値以下であった。
 - ・それ以外については検出されず、環境基準を満足していた。
- その他の項目（4 項目）
 - ・アンチモンが検出されたが、ニッケル及びモリブデンは検出されなかった。
- ダイオキシン類
 - ・ダイオキシン類については、環境基準を満足していた。

(1 月 9 日調査)

- 一般項目（生活環境保全上の基準：7 項目）

- ・全ての項目について、環境基準を満足していた。
 - 健康項目（人の健康を保護する上での基準：25項目）
 - ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたが、環境基準値以下であった。
 - ・それ以外については検出されず、環境基準を満足していた。
 - その他の項目（4項目）
 - ・アンチモンが検出されたが、ニッケル及びモリブデンは検出されなかった。
 - ダイオキシン類
 - ・ダイオキシン類については、環境基準を満足していた。
- (2) 底質（表2）
- これまでの調査結果と比べて、特段の差異はみられなかった。
- (11月11日調査)
- ・総水銀が検出されたが、暫定除去基準値以下であった。
 - ・ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の底質環境基準値を下回っていた。
- (1月9日調査)
- ・総水銀が検出されたが、暫定除去基準値以下であった。
 - ・ダイオキシン類は、ダイオキシン類対策特別措置法の底質環境基準値を下回っていた。

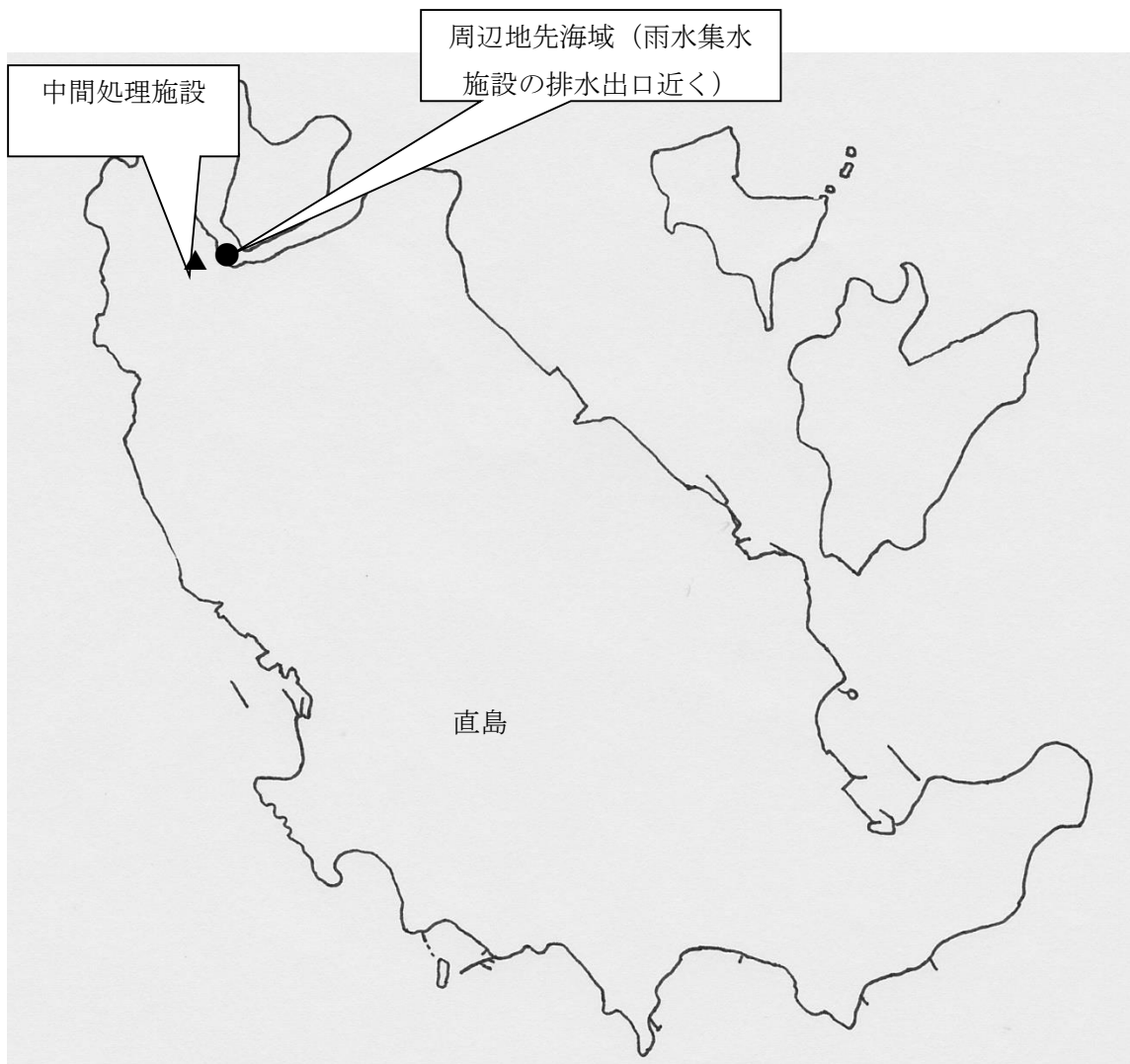


図 直島における周辺環境モニタリング調査地点（●：調査地点）